

令和 2 年 度

県の予算編成に対する要請書

川 崎 市

令和 2 年 度

県の予算編成に対する要請書

川 崎 市

川崎市政の推進につきましては、日頃から格別の御高配をいただき厚く御礼申し上げます。

大正13年に人口5万人で誕生した川崎市は、平成31年4月に人口が152万人を超え、現在も伸び続けているとともに、生産年齢人口の割合が約7割を占める若い世代が支える都市です。

また、市内へ研究開発機関が次々に立地し、その数が約400に及ぶなど、近年、川崎の「成長力」が高まってきています。

こうした川崎をさらに、一步先へ、もっと先へ進めるため、昨年度から「川崎市総合計画」の第2期実施計画期間となり、「安心のふるさとづくり」と「力強い産業都市づくり」を基本とした「成長と成熟の調和による持続可能な最幸（さいこう）のまち かわさき」の実現をめざした取組を一層推進しているところです。

今後、少子高齢化と人口減少が急速に進んでいきますが、自治体の歳入は大幅に増加することは見込めず、さらに本市を含む指定都市は、圏域の中核都市としての役割や人口集中・産業集積に伴う都市的課題から生ずる大都市特有の財政需要がございます。こうした中にあっても、多様化・増大化していく、県民・市民ニーズにきめ細かく対応するためには、県・市協調して地域経営の視点を持って効果的かつ効率的なサービスの提供に努めていくことが必要です。

県におかれましても、大変厳しい財政状況にあることは承知しておりますが、事業の実施に支障を生じさせないためには、県・市それぞれの責務を踏まえた取組が是非とも必要です。ここに掲げました要請事項は、それらを厳選したものであり、指定都市固有の要請事項もでございます。県内指定都市の県税収入額は県税収入額全体の約7割を占め、県財政に大きく貢献しています。

以上、趣旨を御理解の上、令和2年度の県予算編成にあたりまして、御配慮をされますようお願い申し上げます。

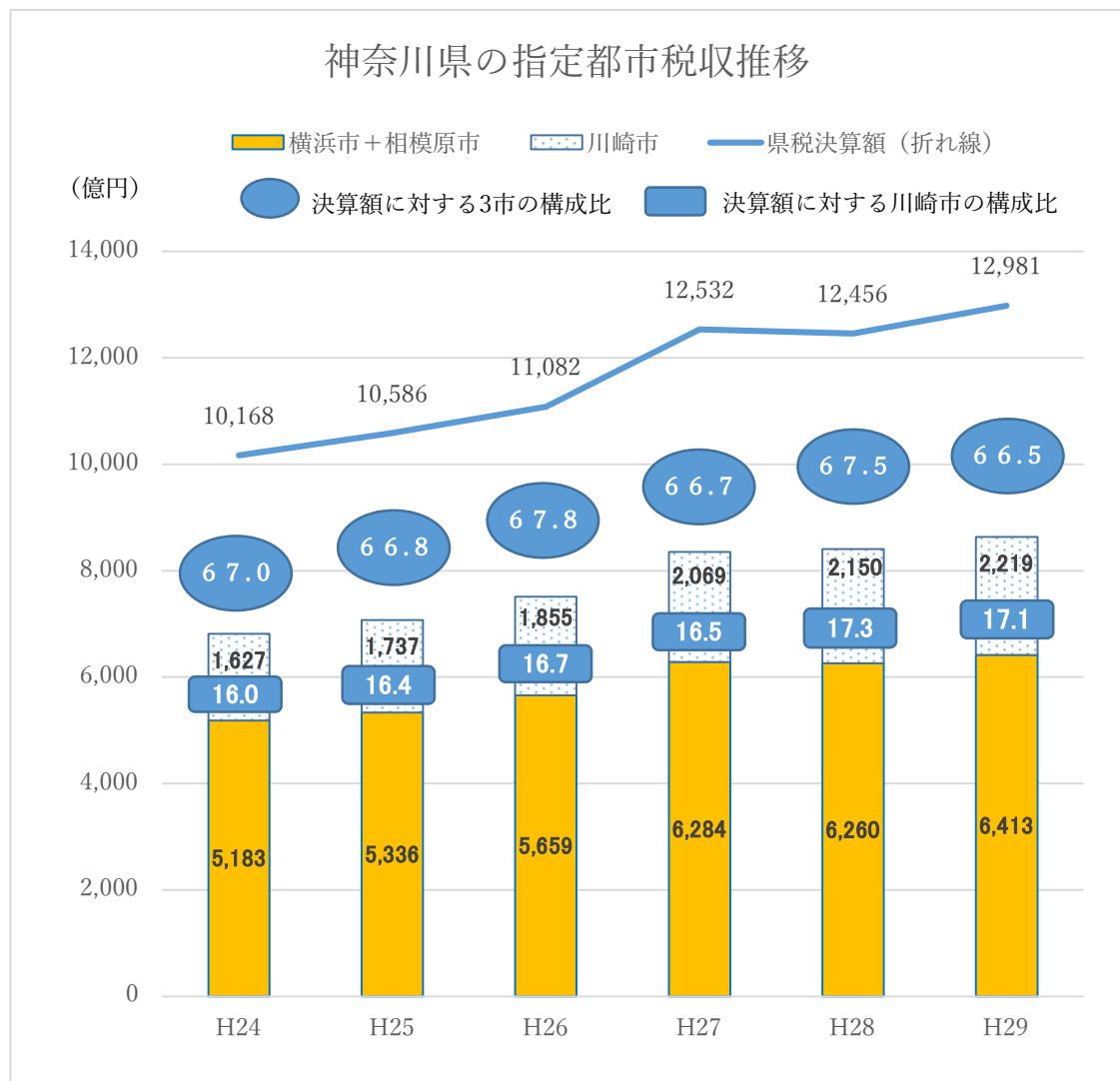
令和元年10月

川崎市長

福田 紀彦

県税収入における指定都市の貢献度

川崎市、横浜市及び相模原市の3指定都市の県税収入額は、県税決算額の概ね7割を占めており、県財政に大きく貢献しています。



※指定都市の県税収入額は、神奈川県の県税統計における県税決算額の市町村別税収額（推計）による。
（表示単位未満四捨五入）

目 次

重 点 要 請 事 項

県単独補助事業における補助基準の格差是正等について・・・・・・・・・・	1
特別支援学校の受入枠の拡充について・・・・・・・・・・	3
消防ヘリコプターに係る財政措置について・・・・・・・・・・	5
河川管理施設の老朽化等対策の推進について・・・・・・・・・・	7

要 請 事 項

○安心のふるさとづくり

神奈川県地域防犯力強化支援事業補助金について・・・・・・・・・・	11
新型インフルエンザ等対策に係る医療資器材等の整備支援について・・・・・・・・	13
鉄道駅のバリアフリー化整備事業に対する財政措置について・・・・・・・・	15
住宅・建築物の総合的な耐震対策による 安全・安心に暮らせるまちづくりの推進について・・・・・・・・	17
地籍調査事業の推進について・・・・・・・・・・	19
五反田川放水路整備事業の推進について・・・・・・・・・・	21
川崎市内における県有施設等の活用等について・・・・・・・・・・	23

○力強い産業都市づくり

キングスカイフロント等の拠点形成を推進する羽田連絡道路と 臨海部地域の交通ネットワーク基盤の強化を図る国道357号等の整備について ・・・・・・・・・・	25
広域鉄道ネットワークの機能強化について・・・・・・・・・・	27
拠点地区等の整備について・・・・・・・・・・	29

重 点 要 請 事 項

県単独補助事業における補助基準の 格差是正等について

■ 要請事項

- 1 補助率等の取扱いに格差があるものについては、県税負担の実態を踏まえ、事業の重要性や事業開始の経緯を勘案の上、補助率を復元するなど、早急に格差是正に取り組むこと。
- 2 県単独補助金の見直しに際しては、県内市町村との十分な協議を行うこと。

■ 要請の背景

- 県単独補助事業の中に、指定都市とその他の市町村との間で補助率等の取扱いについて、格差が設けられているものがあることは、大変憂慮すべきことです。川崎市民が他の市町村の県民と同様の県税負担をしている実態を考慮すると、県内での租税負担の公平性が損なわれております。
 - 指定都市は、道府県の広域行政としての役割の一部を担う一方で十分な財政措置はなされていません。
 - 平成28年3月に策定された県の「中期財政見通し」によると、既存施策・事業の見直しによる「スクラップ・アンド・ビルド」方式を更に徹底することとされております。
- 仮に県単独補助金が一時的凍結又は廃止された場合、事業の執行に多大な影響を受けるとともに、ひいては市民サービスの低下を招くこととなります。

【県単独補助事業における補助率の格差】

名 称	格差の内容	当初補助率
ひとり親家庭等医療費 助成事業費補助金	【 補 助 率 】 指 定 都 市 1／3 一 般 市 1／2	【 補 助 率 】 指 定 都 市 1／2 一 般 市 1／2
小児医療費助成事業補 助金	【 補 助 率 】 指 定 都 市 1／4 一 般 市 1／3	【 補 助 率 】 指 定 都 市 1／2 一 般 市 1／2
重度障害者医療費給付 補助事業補助金	【 補 助 率 】 指 定 都 市 1／3 一 般 市 1／2	【 補 助 率 】 指 定 都 市 100％ 一 般 市 100％
外国籍県民高齢者・障 害者等福祉給付金助成 事業補助金	【 補 助 率 】 指 定 都 市 対象外 一 般 市 1／2	【 補 助 率 】 指 定 都 市 対象外 一 般 市 1／2

この要請文の担当課／財政局財政部資金課 TEL 044-200-2183

特別支援学校の受入枠の拡充について

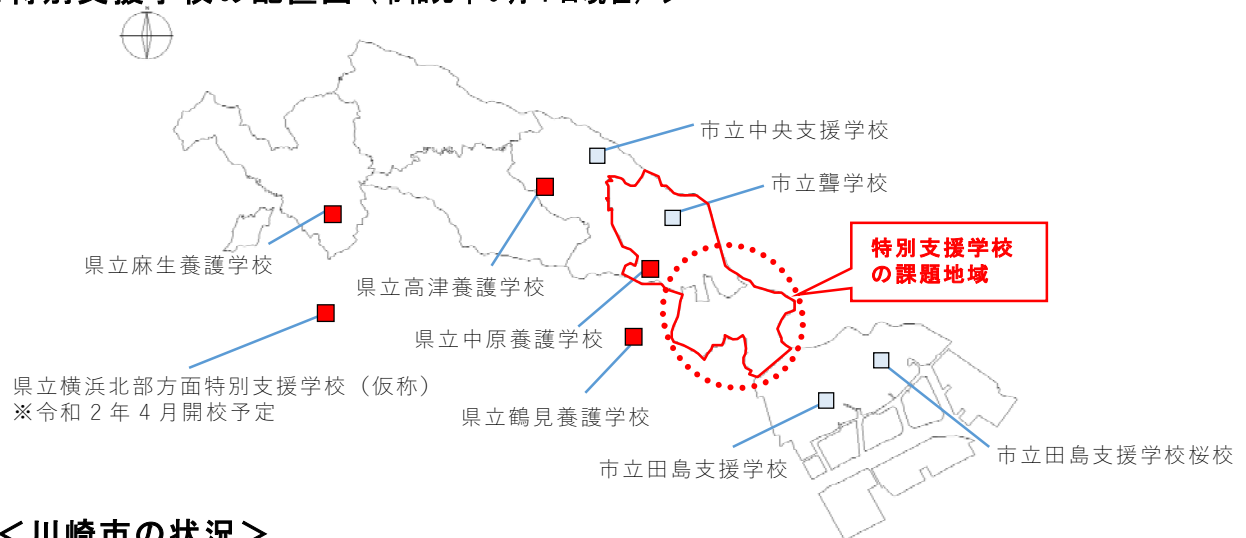
■ 要請事項

特別支援学校の過大規模化が進行する川崎市内において、特別支援学校の新設や既存校の増改築による特別支援学校の受入枠を拡充すること。

■ 要請の背景

- 特別支援学校の設置義務は、学校教育法第80条により県にあります。
- 川崎市内には現在、県立特別支援学校が3校、市立特別支援学校が4校あります。県立特別支援学校には川崎市の児童生徒だけでなく横浜市の児童生徒も在籍しています。
- 近年、本市では、知的障害のある児童生徒の増加等により、特別支援学校及び小中学校特別支援学級の在籍者が増加し過大規模化しています。特別支援学校においては受入枠が限界に達しており、重度の知的障害のある児童生徒が小中学校の特別支援学級に在籍するケースも増加していることから、充実した指導が困難な状況にあります。
- また、文部科学省通知「特別支援学校における教室不足の解消について」によると、平成28年10月1日現在の公立特別支援学校における教室不足数は神奈川県が全国で最も多く、これ以上、既存校での受入枠の拡充は困難な状況と言えます。
- 県は、今後の特別支援教育のあり方についての具体的な検討を行うため、「神奈川県の特別支援教育のあり方に関する検討会」を立ち上げていますが、この検討会が平成31年3月にまとめた「中間まとめ」においても、特別支援学校について「今後の児童・生徒数の推移等を踏まえた中で、地域的な課題にも対応しながら、整備を行う必要がある。児童・生徒数は、特に、横浜市鶴見区、港北区、川崎市幸区、中原区での増加が顕著であり、今後も一定の増加が見込まれることからその対応について検討が必要である。」としており、検討会もこの地域に課題があると捉えています。
- 令和2年4月には県立横浜北部方面特別支援学校（仮称）の開校が予定されておりますが、この地域の課題解決は見込めません。
- 本市としても、課題解決に向けて、県とより一層連携した整備のあり方について協議・検討を進めてまいりたいと考えています。
- 県においては、この課題について解決の方向性を早急に示し、特別支援学校の新設や既存校の増改築、分教室の設置などにより受入枠を拡充することを強く要請します。

< 特別支援学校の配置図（令和元年5月1日現在） >



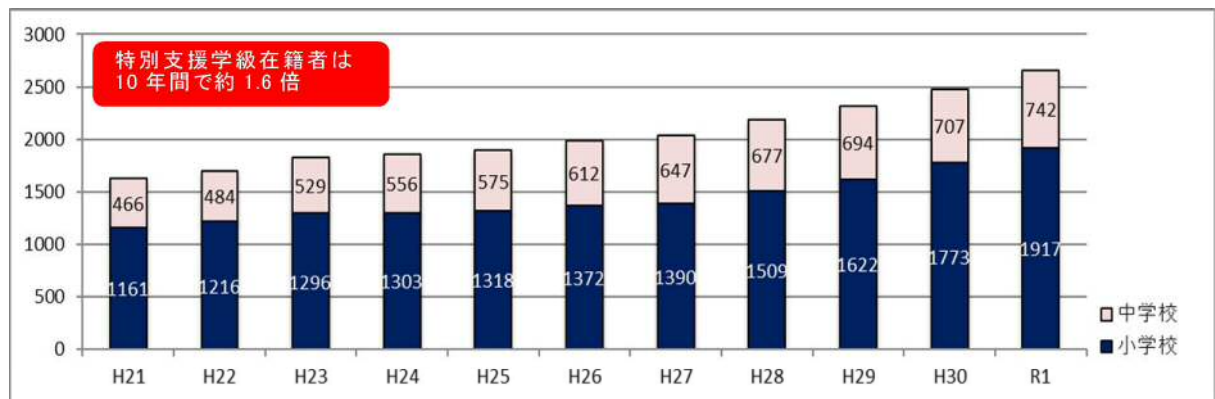
< 川崎市の状況 >

1 市内特別支援学校在籍者数の推移（市立・県立）

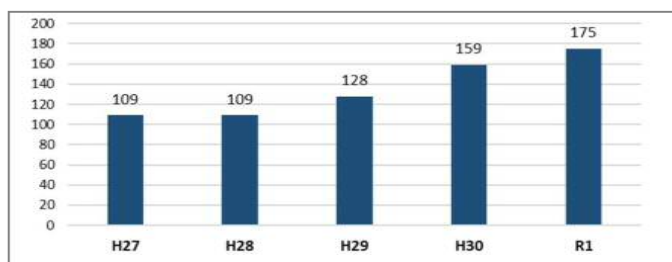


※県立特別支援学校の在籍者数は各年度「学校統計要覧」（神奈川県作成）より（令和元年度は各学校の学校要覧より）

2 市立小中学校の特別支援学級在籍者数の推移



3 市立小中学校の特別支援学級在籍者のうち療育手帳（A等級）取得者数の推移



※各年度の取得者数は、教育委員会事務局が把握している数値

この要請文の担当課／教育委員会事務局学校教育部指導課 TEL 044-200-0365

消防ヘリコプターに係る財政措置について

■ 要請事項

本市消防ヘリコプターは、県内の広域応援活動に従事しており、県下市町村への持続的な応援体制を確保するため、航空隊の運営に係る経費に対して応分の負担をすること。

■ 要請の背景

- 本市が保有する消防ヘリコプターは、神奈川県下消防相互応援協定に基づく航空機特別応援実施要領により、県内市町村の要請に応じ、横浜地域、県央地域及び湘南地域の一部（11市町村）を応援担当区域として、主に山岳部における救助事案に対して応援活動をしています。
- 本市は消防ヘリコプターによる安定的な災害対応を図るため2機を保有しており、平成27年度に安全運航等を確保するために大型化した1機も含め、これらの整備・維持管理には多額の費用が必要であります。消防ヘリコプターの維持管理等に関しては国庫補助等がありません。
- 平成28年度から、神奈川県市町村地域防災力強化事業費補助金が交付されることになりましたが、補助対象となる経費は広域応援に必要な耐空検査、定期整備、修繕等に限られているうえ、上限が3千万円にとどまっており、依然として本市の財政に大きな負担となっています。
- 近年、消防防災ヘリコプターの事故が多発しており、令和元年9月に消防庁において「消防防災ヘリコプターの運航に関する基準」が告示され、二人操縦士体制や安全管理体制の強化などについて、助言より高い規範力を持つ勧告として示されました。
- しかしながら、恒常的なヘリコプター操縦士不足の状況にあり、操縦士の確保が喫緊の課題となっていることから、操縦士確保も見据えた財政措置が必要です。

■ 要請額

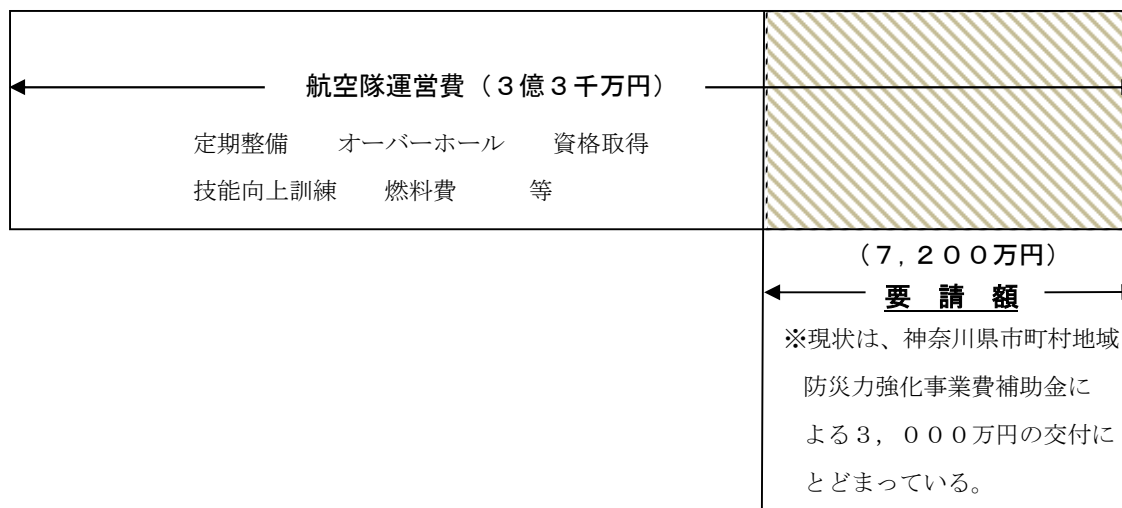
- 約7,200万円（本市航空隊運営費約3億3千万円のうち県内応援分）
 - ※平成30年度実績額及び令和元年度・2年度計画額の平均額
 - ※神奈川県市町村地域防災力強化事業費補助金を含む要請金額

■ 効果等

- 365日運航体制を確保し、広域応援体制を安定的に維持することにより、市内及び市域外の住民の安全安心の向上を図ることができます。

◆ 要請額の積算の考え方

航空隊運営費について、年間飛行時間実績における応援飛行時間実績及び県内広域応援訓練等飛行時間実績の割合で按分したもの。



$$\text{要 請 額} = \frac{\text{応援飛行時間実績} + \text{県内広域応援訓練等飛行時間実績}}{\text{年間飛行時間実績}} \times \text{航空隊運営費}$$

◆ 平成 30 年度県内活動実績

< 広域応援出場 >

	災害種別	出場隊	活動年月日	場 所
1	救助	そよかぜ2	4月28日	伊勢原市大山
2	救助	そよかぜ2	4月30日	愛川町半原仏果山
3	救助	そよかぜ2	6月2日	伊勢原市大山
4	救助	そよかぜ2	6月2日	伊勢原市大山
5	救助	そよかぜ1	7月15日	伊勢原市大山
6	救助	そよかぜ1	9月28日	愛川町半原高取山
7	救助	そよかぜ2	10月22日	伊勢原市大山
8	救助	そよかぜ1	11月16日	伊勢原市大山
9	救助	そよかぜ1	11月27日	伊勢原市大山
10	救助	そよかぜ2	1月30日	伊勢原市大山
11	救助	そよかぜ2	3月12日	清川村宮ヶ瀬

< 広域応援訓練等 >

- ・ 訓練実績 54 回（県下広域応援訓練及び航空救助訓練）
 ※ 調査飛行は除く
- ・ 実施場所 横浜市、相模原市、厚木市、秦野市、伊勢原市、座間市、愛川町
 平塚市、海老名市、小田原市等

この要請文の担当課／消防局総務部庶務課 TEL 044-223-2512
 消防局警防部航空隊 TEL 03-3522-0119

河川管理施設の老朽化等対策の推進について

■ 要請事項

- 1 河川の治水安全度確保のため、施設の老朽化・耐震化対策等について、必要な制度の創設や現行制度の要件緩和を県・市で連携して、国に対し働きかけること。
- 2 一級河川平瀬川の施設機能向上を図る改築工事について、国庫補助事業化に向けて県・市で連携して、国に対し働きかけること。

■ 要請の背景

- 本市の維持管理する河川延長は約 38 km ありますが、そのうち約 6 割が、改修後概ね 40 年を過ぎて施設の老朽化が顕著となっており、首都圏における東海地震や南関東直下地震発生の切迫性の指摘などを踏まえ、河道の治水安全度を確保し、局地的集中豪雨による洪水や地震による災害の防止に備える必要があります。
- 本市では、年間約 2 億円の予算で日常の維持管理を行っておりますが、老朽化した河川管理施設の修繕や更新を適切に行っていくため、新たな財政措置が必要です。
- 平成 30 年度から、河川管理施設の長寿命化を図る事業について、公共施設等適正管理推進事業債の対象となったところですが、老朽化の著しく進んだ護岸等の施設では、治水安全度の確保や家屋の密集した都市河川の特性から、耐震性等の機能向上を考慮した施設の更新が必要となっています。
- 本市での老朽化等の顕著な事例として、県管理の一級河川であり、本市が協定により施工を行っている平瀬川において、護岸の変状が確認されたことから、治水安全性確保のため耐震性等の機能向上を図る改築工事を市単独事業として実施しています。
- 現在、施設機能向上について国庫補助事業化に向けた調整を実施しています。

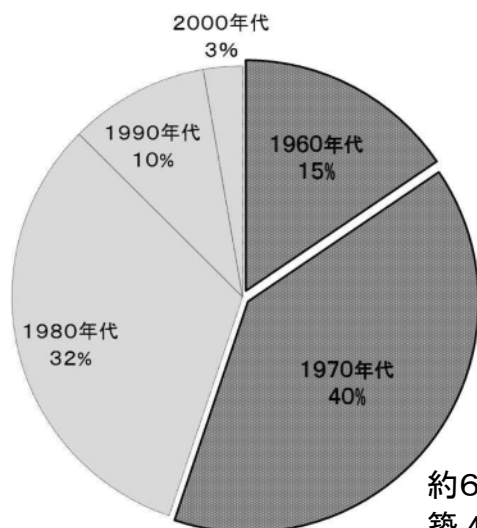
■ 効果等

- 計画的に維持補修・更新することで、施設の長寿命化及び機能向上を図り、治水安全性をはじめ、河川機能の維持が可能となります。

川崎の河川



〔河川の整備年代〕



約6割(約 21km)が
築 40 年以上

〔老朽化の状況〕



変状による護岸施設の見直し



護岸背面部の空洞

〔一級河川平瀬川の護岸更新について〕

鋼管護岸へ更新中【市費にて対応】

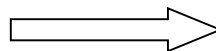


パラペットのズレ(最大 10cm)



護岸の変状(ブロック隙間の拡大)

治水安全性確保のため
施設更新を実施



右岸(完成箇所)



左岸(施工中)

この要請文の担当課／建設緑政局道路河川整備部河川課 TEL 044-200-2906

要 請 事 項

神奈川県地域防犯力強化支援事業補助金について

■ 要請事項

本補助金のうち、地域防犯カメラ設置事業に係る補助金については、地域からの要請も多く、県の地域防犯力の向上に資するものであることから、引き続き、必要な財政措置を講ずること。

■ 要請の背景

- 防犯カメラ設置補助については、平成２７年度までは神奈川県の単独事業として実施されていましたが、地域防犯力向上のため、事業を拡大し、平成２８年度から県・市協調による補助制度が創設されました。
- 当該補助制度に対する地域からの要請は大きく、地域の補助申請数に整備が追いついていない状況にあります（平成２８年度：申請１８５台 補助交付２６台、平成２９年度：申請２２０台 補助交付６０台、平成３０年度：申請１３１台 補助交付３６台）。
- 当該補助制度については、当初の予定では４年間の制度となっておりますが、地域防犯力の向上に大きく資する制度でもあるため、平成３０年度までの上限額での制度の継続を求めます。

■ 要請額

- 令和２年度事業費 １７，４９６千円（県費９，７２０千円）

■ 効果等

- 防犯カメラの設置は、犯罪容疑者の逮捕への貢献はもとより、犯罪の抑止力として、地域防犯力の向上に繋がるものと期待されます。

■ 令和元年度の補助制度

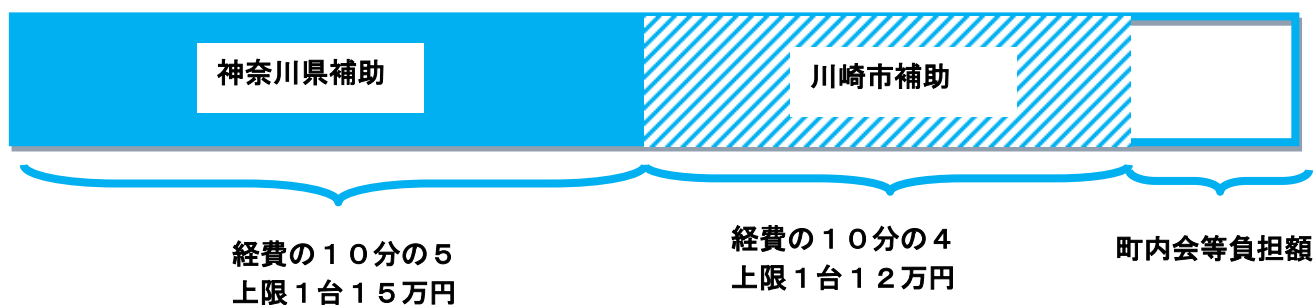
- 補助上限額 1台あたり270,000円

※神奈川県的基础額300,000円に補助率9/10を乗じた額

- 補助率9/10の内訳

- ・神奈川県5/10(150,000円)

- ・川崎市4/10(120,000円)



■ 平成28～30年度の補助制度

- 補助上限額 1台あたり324,000円

※神奈川県的基础額360,000円に補助率9/10を乗じた額

- 補助率9/10の内訳

- ・神奈川県5/10(180,000円)

- ・川崎市4/10(144,000円)

■ 申請状況に対する充足率

	申請台数	補助交付台数	充足率
平成28年度	185台	26台	14%
平成29年度	220台	60台	27%
平成30年度	131台	36台	27%

この要請文の担当課/市民文化局地域安全推進課 TEL 044-200-2284

新型インフルエンザ等対策に係る医療資器材等の整備支援について

■ 要請事項

- 1 帰国者・接触者外来設置協力医療機関 11 施設のうち、未整備の医療機関への補助と、人工呼吸器等以外の医療資器材についても積極的な配備をすること。
- 2 今後は、補助対象を広げ、重症患者を入院させ対応することができる医療機関も補助の対象とすること。

■ 要請の背景

- 国は新型インフルエンザ等発生時の医療体制整備のため、保健衛生施設等施設・設備整備費補助金において、都道府県を交付対象とする補助制度を設けています。
- 神奈川県においては、当該補助制度を活用して、市内の帰国者・接触者外来設置協力医療機関へ、平成 26 年度から平成 30 年度の間に 9 医療機関に対して人工呼吸器 12 台、簡易陰圧装置 2 台の配備を決定しております。
- 本市においては、現在、帰国者・接触者外来設置協力医療機関は 11 施設あることから、当該補助制度を活用し新型インフルエンザ等患者の外来・入院治療に必要な医療資器材の整備に対する必要な支援を、引き続き実施するよう要請します。
- また、重症患者を入院させ診療する医療機関に対しても、新たに当該補助制度を活用し医療機関が必要とする医療資器材の整備を支援されるよう要請します。

■ 効果等

県からの医療資器材の整備支援により、市内の医療機関において、新型インフルエンザ等の患者の初期診療から入院までの医療体制が強化され、まん延に伴う市民の健康被害の低減化を図ることができます。

○新型コロナウイルス等関係国庫補助金概要（保健衛生施設等設備整備費補助金）

	補 助 内 容	補助率	補 助 先	実施状況
1 新型 インフル エンザ入 院医療 機関	○初度設備費（基準額：133,000円） ○人工呼吸器（基準額：2,221,000円） ○個人防護具（基準額：3,600円） ○簡易陰圧装置（基準額：4,320,000円） ○簡易ベッド（基準額：51,400円）	1/2	間接補助 （都道府県） ※国から都道府県に対する補助事業であり、都道府県が医療機関に補助しなければ、医療機関は国からの補助を受けることができない。	整備継続中
2 感染 症外来 協力医 療機関	○HEPAフィルター付空気清浄機（基準額：905,000円） ○HEPAフィルター付パーティション（基準額：205,000円） ○個人防護具（基準額：3,600円）			未整備

○平成26年度からの補助執行状況

帰国者・接触者外来設置協力医療機関11施設のうち9施設へ補助。

補助年度	内 訳
平成26年度	人工呼吸器5台
平成27年度	人工呼吸器3台
平成28年度	人工呼吸器2台 簡易陰圧装置1台
平成29年度	人工呼吸器2台
平成30年度	簡易陰圧装置1台
合計	人工呼吸器12台 簡易陰圧装置2台

*平成31年度は簡易陰圧装置1台申請予定

鉄道駅のバリアフリー化整備事業に対する 財政措置について

■ 要請事項

バリアフリー新法に基づく「移動等円滑化の促進に関する基本方針」の改正に伴い、鉄道事業者が行う鉄道駅のバリアフリー化整備事業（エレベーター、ホームドア）に対して必要な財政措置を講ずること。

■ 要請の背景

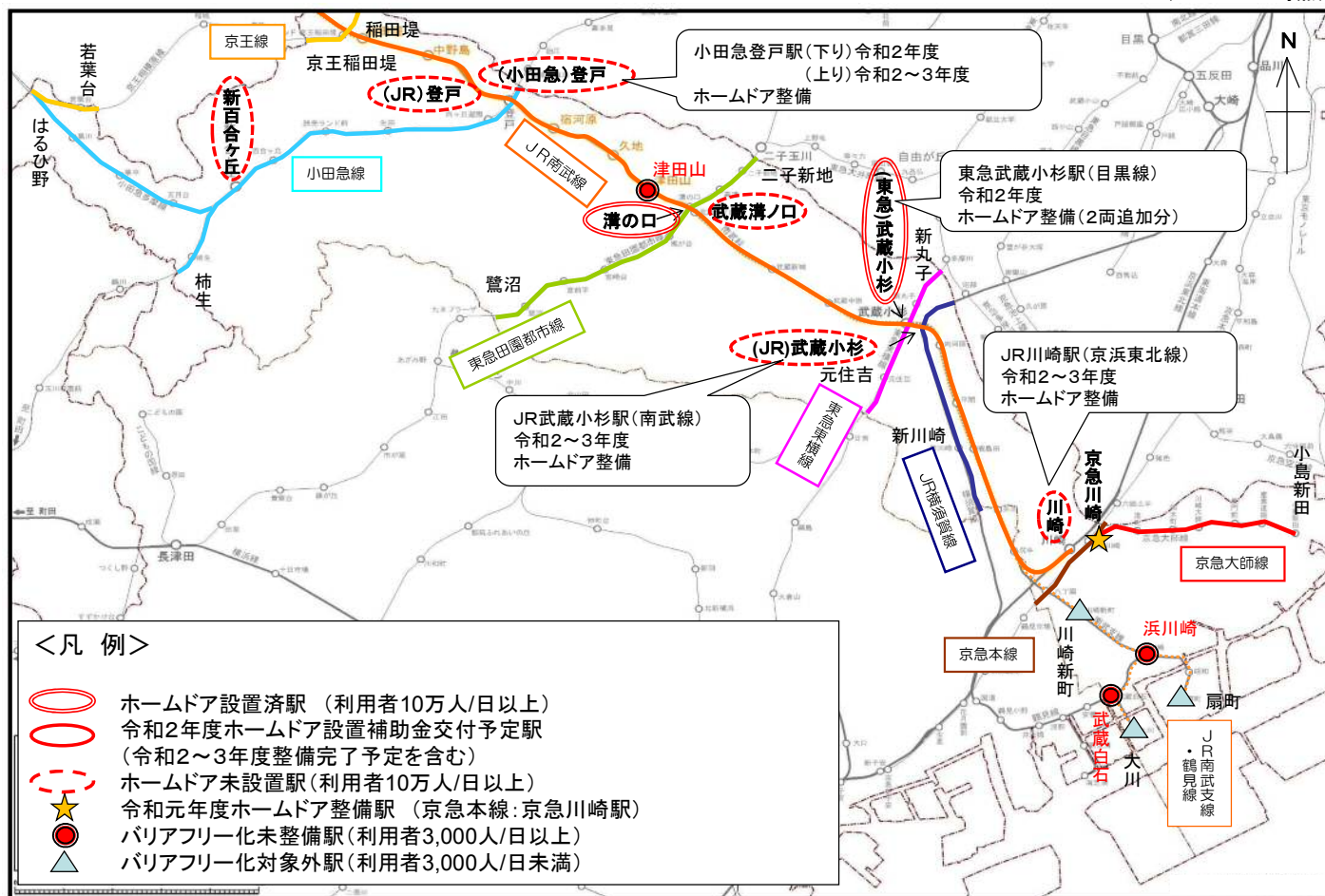
- バリアフリー新法に基づく「移動等円滑化の促進に関する基本方針」が、平成23年3月に改正され、1日あたりの利用者数が3千人以上のすべての駅舎について、原則として令和2年度までにエレベーター等の設置によるバリアフリー化整備を図ることが求められています。
- 国土交通省「駅ホームにおける安全性向上のための検討会」の中間とりまとめにおいて、引続き、10万人以上の駅を優先してホームドアの整備を進めていくこととし、さらに、10万人以上の駅のうち、整備条件を満たしている駅については、内方線付き点状ブロックではなく、ホームドアを整備することが求められています。
- 本市では、障害者や高齢者をはじめとしたすべての市民が安心して快適に生活できる都市の実現を目指す「福祉のまちづくり」の一環として、鉄道事業者が行う鉄道駅へのエレベーター等の垂直移動施設やホームドアの整備に対して補助を行っています。
- 急速な少子高齢化の進展やバリアフリーに対する関心の高まり等の状況に対応するため、今後とも、「福祉のまちづくり」を推進してまいりますので、県におきましても、引き続き財政措置をお願いします。

■ 効果等

- 鉄道駅のバリアフリー化により、「障害者や高齢者の利用を考慮した鉄道の環境整備」という神奈川県の実整備方針に寄与するとともに、すべての住民が安心して快適な生活を享受できる「福祉のまちづくり」を推進することができます。

<鉄道駅のバリアフリー整備状況（川崎市内）>

（H31.4時点）



<民間鉄道事業者によるバリアフリー化整備事業の予定>

対象	令和2年度	令和3年度
J R 川崎駅 （京浜東北線 2線）	ホームドア製作・設置	ホームドア製作・設置
J R 武蔵小杉駅 （南武線 2線）	ホームドア製作・設置	ホームドア製作・設置
東急武蔵小杉駅 （目黒線 2線（2両））	ホームドア製作・設置	ホームドア製作・設置
小田急登戸駅 （下り 2線）	ホームドア製作・設置	ホームドア製作・設置
小田急登戸駅 （上り 2線）	ホームドア製作・設置	ホームドア製作・設置
補助金 計 （県・市とも補助率 1／12）	県補助額 約 0.5 億円 市補助額 約 0.5 億円	県補助額 約 1.1 億円 市補助額 約 1.1 億円

住宅・建築物の総合的な耐震対策による 安全・安心に暮らせるまちづくりの推進について

■ 要請事項

住宅・建築物の耐震化による総合的な耐震対策の充実強化を図るため、住宅及び沿道建築物等の耐震対策への継続的かつ十分な財政措置等を講ずること。

■ 要請の背景

- 大規模地震時に甚大な被害の発生が想定される本市では、既存建築物の耐震化の促進が急務であり、これまで耐震対策の制度拡充に努めてきました。
- 今後も、まち全体の総合的な耐震化に向けて、住宅・建築物の耐震性を向上させるために、継続的かつ十分な財政措置のほか、現在、補助対象用途としている住宅及び大規模な学校や病院等以外の商業施設や事務所等についても補助対象とするなど、制度の拡充が求められています。

■ 費用

- 令和2年度事業費 約2.3億円（県費 約0.4億円）
 - ・ 住宅耐震化事業 約0.8億円（県費 約0.2億円）
 - ・ 沿道建築物耐震化事業 約1.5億円（県費 約0.2億円）

■ 効果等

- 住宅・建築物の耐震性向上による安全性の確保

住宅・建築物の耐震対策事業

建築物の耐震化の更なる促進を図るために、平成27年度に改定を行った新たな「川崎市耐震改修促進計画」に基づき、各種施策を推進してまいります。

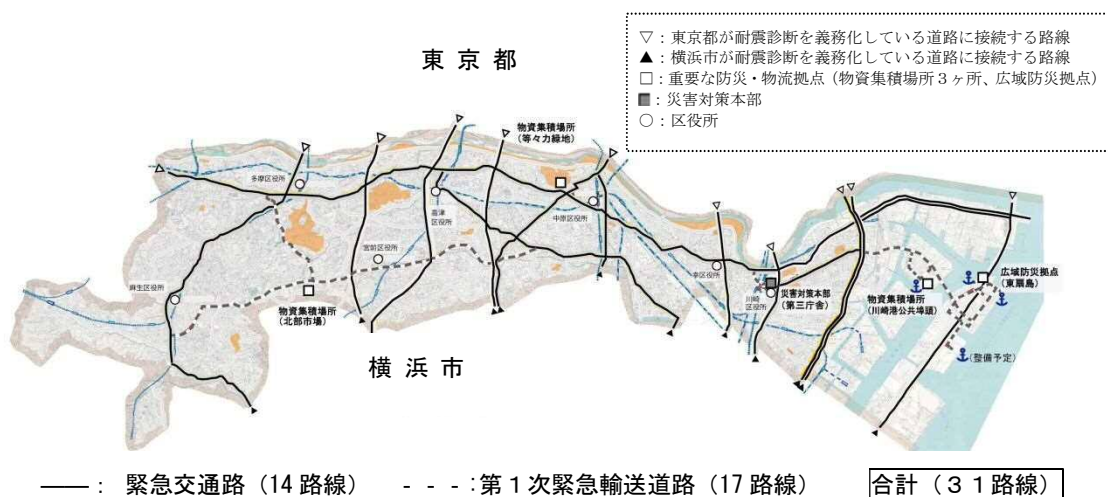
■住宅・建築物の耐震化事業（民間建築物）

目標：住宅及び特定建築物の耐震化率を令和2年度末までに95%とする。

（平成30年度末の耐震化率 住宅：92.9% 特定建築物：93.4%）

主な取組

- ・木造住宅耐震対策・民間マンション耐震対策
- ・耐震診断義務化沿道建築物耐震対策



沿道建築物の耐震診断を義務化する道路の指定路線図

住宅・建築物の耐震対策 実績

- 木造住宅耐震診断士派遣制度：平成17年度より累計4,686件
- 木造住宅耐震改修助成制度：平成17年度より累計848件

これらの取組により、安全・安心に暮らせるまちづくりを推進します。

この要請文の担当課／まちづくり局市街地整備部防災まちづくり推進課 TEL 044-200-3017

地籍調査事業の推進について

■ 要請事項

本事業は市全域を対象としており、事業が完了するまでに長期間を要することから、計画的な事業執行を図るための必要な財政措置を講ずること。

■ 要請の背景

- 本市では、国土の開発及び保全並びにその利用の高度化に資するとともに、地籍の明確化を図るため、昭和59年度より麻生区の黒川地区から地籍調査事業を開始しています。麻生区内の調査が概ね完了し、現在は多摩区内の調査を実施していますが、進捗率は、平成30年度末時点で全市面積の約11%にとどまっています。
- 地籍調査を実施した地区では境界が明確となり、大規模災害からの迅速な復旧・復興、まちづくりの円滑な推進等、様々な効果が期待されていることから、本市においても、調査の効率化を図り、事業を推進していく必要があります。
- 国土交通省では、令和2年度からの第7次国土調査事業十箇年計画の策定に向けて、進捗率の向上を図るため、地域課題に即応した段階的な地籍整備、効率的な調査手法を打ち出しており、本市においても新たな調査手法の採用などにより、今後、事業費の拡大が見込まれます。

■ 要請額

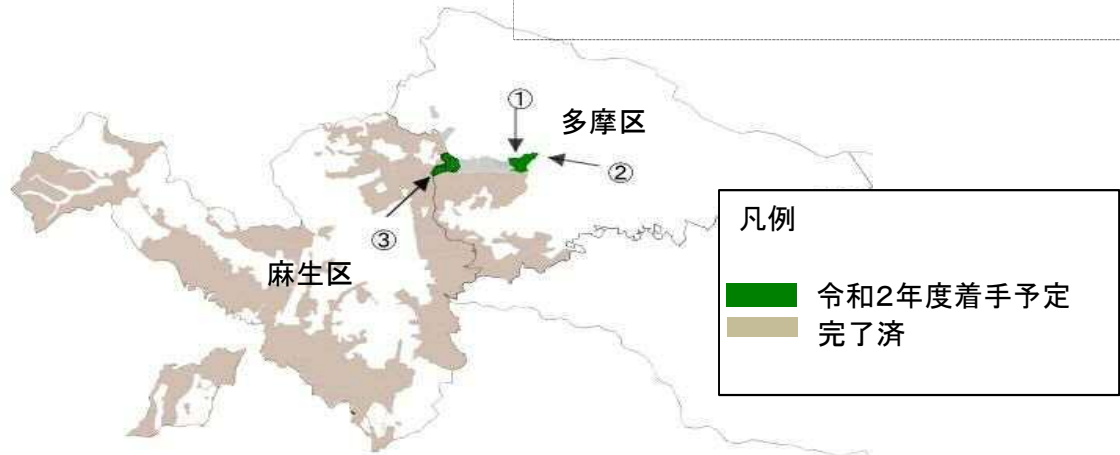
- 令和2年度補助事業費 21,708千円（県費5,427千円 国費10,854千円）

■ 効果等

- 災害からの復旧・復興の迅速化、土地取引の円滑化、公共事業に係る事業計画・用地測量の迅速化、固定資産税の課税適正化等

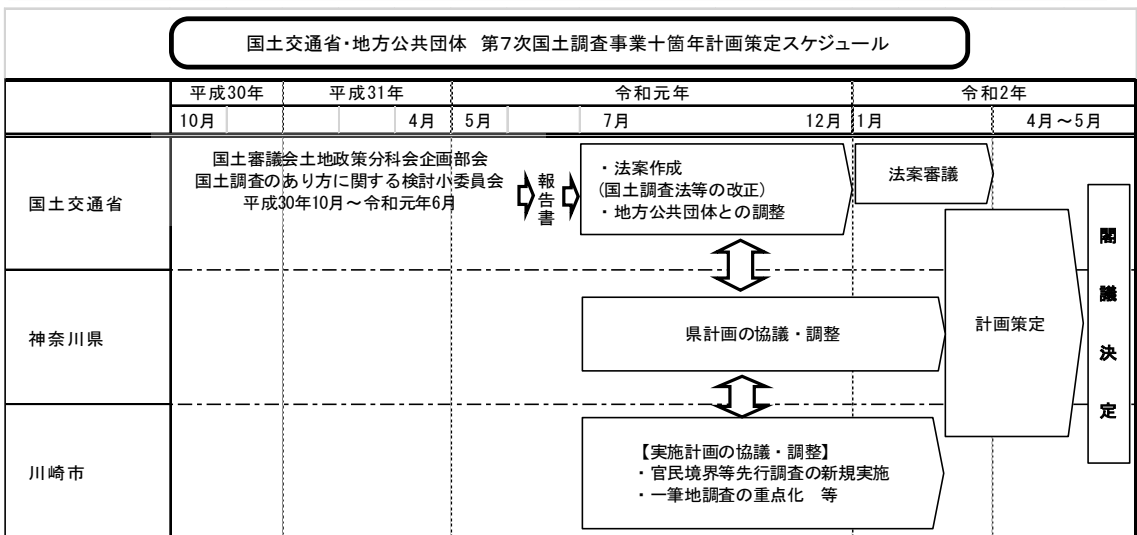
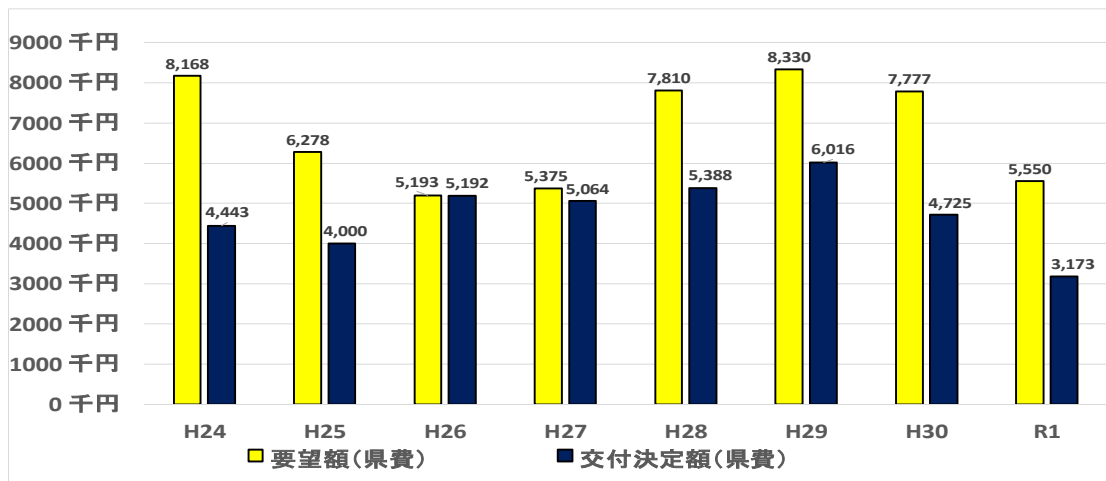
地籍調査事業の進捗状況

調査対象地域（全市）144.35km²のうち13.81km²（麻生区11.63km²・多摩区2.18km²）を調査
進捗率 約11%【平成30年度末時点】
※国土調査法第19条5項指定地域 2.07km²



令和2年度地籍調査事業実施予定計画区			
計画区	調査区域	調査面積	工程
① 73計画区	多摩区西生田2丁目の一部	0.09km ²	一筆地調査
② 01計画区	多摩区生田6丁目の一部	0.02km ²	事前調査・一筆地調査
③ 61計画区	多摩区西生田1丁目、麻生区高石3丁目の各一部	0.09km ²	閲覧

地籍調査事業の予算推移



この要請文の担当課／建設緑政局道路管理部管理課地籍担当 TEL 044-200-2852

五反田川放水路整備事業の推進について

■ 要請事項

本事業は大規模工事であり、事業が完成するまで長期間を要することから、計画的な事業執行を図るために必要な財政措置を講ずること。

■ 要請の背景

- 本市は、河川の治水対策を推進するため、緊急かつ重点的対策として時間雨量 50 mmに対応できるよう、環境にも配慮しながら河川の改修に取り組んでいるところです。
- 近年、局地的な集中豪雨や観測史上の記録を上回る大雨、都市化の進展等により、都市型水害が深刻になっています。特に洪水時、下流まで約 20 分で流下する高低差の著しい一級河川五反田川は、下流部及び二ヶ領本川との合流部で急激な水位上昇が生じ、度重なる水害を繰り返してきました。
- 五反田川下流の二ヶ領本川は高度に都市化された地域を貫流し、河道拡幅や掘削による河道改修が困難な状況となっているため、五反田川の洪水を直接多摩川に放流する五反田川放水路整備事業を進めています。
- 現在、暫定運用による整備効果の早期発現を目指して工事を進めておりますが、事業の早期完成には計画的な財政措置が不可欠となっています。

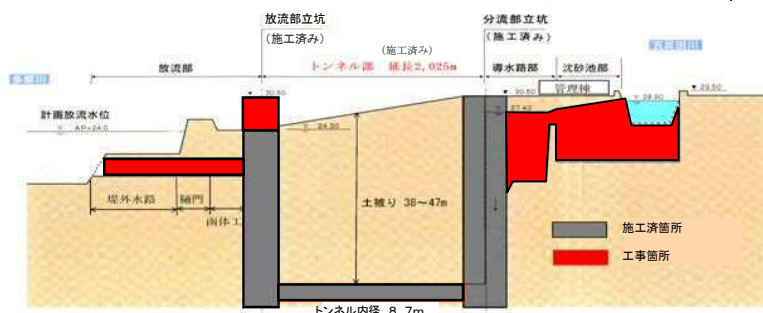
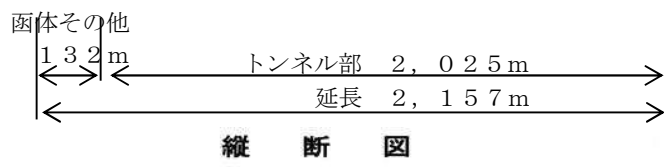
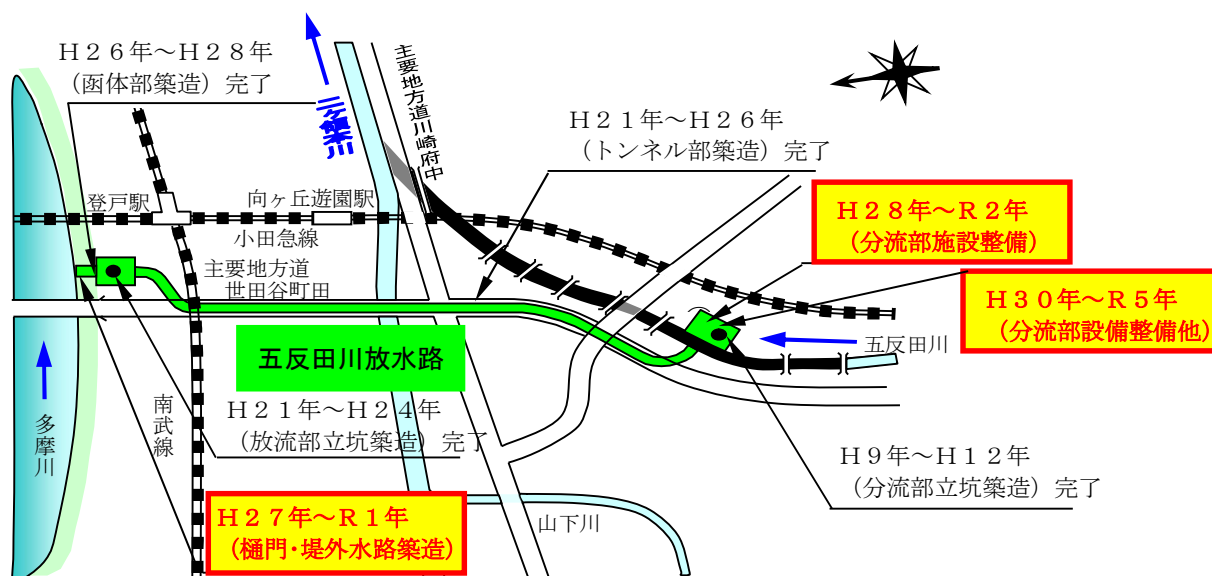
■ 費用

- 総事業費 約 300 億円（国費 約 85.9 億円 県費 約 85.9 億円）
- 令和 2 年度計画事業費 約 21.6 億円
（国費 約 6.2 億円 県費 約 6.2 億円）

■ 効果等

- 放水路下流域の五反田川及び二ヶ領本川は、現況断面で将来計画である時間雨量 90 mm対応となります。
- 面積約 341 ha、約 7,100 戸の浸水想定被害が解消されます。

五反田川放水路整備事業の概要



トンネル部

- 計画区間 川崎市多摩区生田8丁目～川崎市多摩区登戸新町
- 計画期間 平成4年度～令和5年度（令和元年度から暫定運用）
- 総事業費 約300億円
- 事業の概要 延長：2,157m、計画高水流量：150m³/秒
（うち地下トンネル2,025m、函体15m、樋門37m、堤外水路80m）
- 今後の事業費の見込み

単位：億円

								暫定運用					完成	
			H27年度 まで	H28年度	H29年度		H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	合計	
					当初	補正								
事業費	補助	国費	51.8	4.4	3.3	1.4	3.5	2.6	6.2	4.4	4.4	3.9	85.9	
		県費	51.8	4.4	3.3	1.4	3.5	2.6	6.2	4.4	4.4	3.9	85.9	
		市費	51.8	4.4	3.3	1.4	3.5	2.6	6.2	4.4	4.4	3.9	85.9	
		小計	155.4	13.2	9.9	4.2	10.5	7.8	18.6	13.2	13.2	11.7	257.7	
	単独	20.7	0.5	2.0		2.7	3.2	3.0	2.6	2.8	4.2	41.7		
	合計	176.1	13.7	16.1		13.2	11.0	21.6	15.8	16.0	15.9	299.4		

この要請文の担当課／建設緑政局道路河川整備部河川課 TEL 044-200-2904

川崎市内における県有施設等の活用等について

■ 要請事項

- 1 県有施設や土地の利用形態に変更が生じる場合は、地域の実情や意見を十分に踏まえた対応を行うとともに、特別養護老人ホームや保育所などの社会福祉施設等の整備を促進するため、県有地の貸付や売却の際の要件緩和及び減額をすること。
- 2 右の表の施設については、現状、背景等を踏まえ、配慮すること。

■ 要請の背景

- 県の緊急財政対策の取組により、県有施設の見直しのロードマップが示された後、行政改革推進本部に引き継がれ、今後も不断の取組を重ねることとされておりますが、見直しの検討にあたっては、事前に市との協議を行い、地域の実情を踏まえた検討を進める必要があります。

また、緊急財政対策の対象となっていない県有施設や土地についても、利用形態に変更が生じる場合においては、同様の対応が必要と考えます。

- 高齢化の進展や児童数の増加に伴い、特別養護老人ホームや保育所、障害者通所施設等の社会的需要は高まっており、住民への福祉サービス充実のため、引き続き施設整備が求められております。しかし、市域面積が狭く人口密度が高い本市においては、一定の敷地面積を備えた用地の確保が困難となっているため、県有地貸付制度における貸付料の減額や、売却時の優先的譲渡及び譲渡額の減額などにより、県有地を社会福祉施設等の整備に活用することが求められております。

現在、県有地貸付制度を利用している介護施設においては、貸付料減額の優遇措置がされておりますが、保育所や障害者通所施設等の施設についても、同様の対応が必要と考えます。

なお、国有地については、介護施設において貸付料減額の優遇措置がされており、九都県市首脳会議においては、保育所や障害者通所施設等の施設整備についても、同様の優遇措置を適用するよう、県・本市を含む九都県市連名で国に対して要望しております。

■ 施設の現状、背景等を踏まえた要請

	施設の名称等	現状、背景等を踏まえた要請
県有地貸付制度利用	1 境町パイナップル保育園 ※元川崎職業技術校京浜分校跡地 2 らいらっく幸保育園 ※元幸警察署塚越公舎跡地	県有地貸付制度を利用し、事業用定期借地権設定契約を締結している施設のうち、介護施設については、今年度から貸付料減額の優遇措置が適用されたが、左記の保育所や、今後県有地貸付制度を利用する施設の貸付料の減額について、特段の配慮をお願いしたい。
跡地利用	かわさき健康づくりセンター (旧サンライフ川崎跡地) (1) 所在地 川崎区渡田新町 3-1-1 外 (2) 敷地面積 5,227.0 m ²	敷地の譲渡については、川崎市で所有する土地との等価交換に向け協議を行うとともに、譲渡までの間は、覚書に基づき、無償貸付を継続していただきたい。

キングスカイフロント等の拠点形成を推進する 羽田連絡道路と臨海部地域の交通ネットワーク基盤 の強化を図る国道３５７号等の整備について

■ 要請事項

- 1 羽田連絡道路については、令和２年度内の完成に向け、「羽田連絡道路整備特別補助金」に基づき、引き続き必要な財政措置を講ずること。
- 2 国道３５７号等の整備には膨大な事業費が見込まれることから、県域における広域的なネットワークとしての意義を踏まえ、財政面における支援などを行うこと。

■ 要請の背景

- 本市の臨海部地域は、京浜工業地帯の中核として日本経済の発展に大きく貢献してきましたが、首都圏における地理的優位性や高度な研究開発機能の集積などを強みとして、既存産業の高度化・高付加価値化や先端産業の集積・創出、物流機能の高度化などにより活力ある地域が形成され、持続的な発展を続けています。本市としても川崎臨海部の発展を持続的なものにするために目指す将来像として「臨海部ビジョン」を平成３０年３月に策定し、今後取り組むべき方向性を基本戦略として取りまとめ、その中でも発展を支える戦略として、「交通機能の強化」を位置付けております。
- また、羽田空港の２４時間国際拠点空港化や東アジアのハブポートを目指す京浜港の連携強化が進む中で、首都圏の国際競争力の強化を図るためには、空港、港湾の連携軸として、広域的な幹線道路ネットワークの整備が求められております。
- さらに、殿町国際戦略拠点キングスカイフロントでは、国際戦略総合特区及び国家戦略特区の指定を受け、産業の国際競争力強化と国際的な経済活動の拠点形成を進める中核を担うエリアとして、研究機関、企業等の集積が進み、県においてもライフイノベーションセンターが整備されております。
- このような中、多摩川兩岸のキングスカイフロントと羽田空港跡地地区の連携を強化し、羽田空港を中心とした一体的な拠点形成を加速させるとともに、周辺のまちづくりと一体となった戦略的な都市・交通インフラの一つとして、羽田連絡道路と国道３５７号多摩川トンネルの整備について、関係者間で合意が図られました。
- 羽田連絡道路は、本市殿町地区と羽田空港跡地との連携を強化し、羽田空港を核とした一体的な成長戦略拠点の形成を支えるインフラとして、令和２年度内の完成を目指して鋭意、工事を進めており、着実な整備の推進に向けて、引き続き、財政措置が必要です。

- 国道357号は、東京湾に隣接する各都市を連絡し、首都圏の経済活動を支え、神奈川県を持続的な発展に大きく貢献する重要な幹線道路であり、現在、羽田空港と浮島を結ぶ多摩川トンネルについて、工事着手に向け、設計や関係機関協議などが実施されています。
- 一方、臨海部地域と市域北部を縦方向に結び、首都圏の環状道路の一翼を担う高速道路ネットワークとして計画されている川崎縦貫道路については、現在、東京外かく環状道路（東名高速～湾岸道路間）計画検討協議会において、外環道との一本化を含めた幅広い検討が行われています。
- これらの路線は、首都圏の広域交通ネットワークを形成し、神奈川県下に効果が広く及ぶことから整備を進めていく必要がありますが、整備には莫大な事業費も見込まれる中、整備促進に向けても羽田連絡道路同様に財政面における支援などが必要です。



この要請文の担当課／建設緑政局広域道路整備室
臨海部国際戦略本部拠点整備推進部

TEL 044-200-2039
TEL 044-200-2547

広域鉄道ネットワークの機能強化について

■ 要請事項

広域鉄道ネットワークの機能強化に向けて、事業の進展に合わせた必要な財政措置や支援策の充実を図ること。

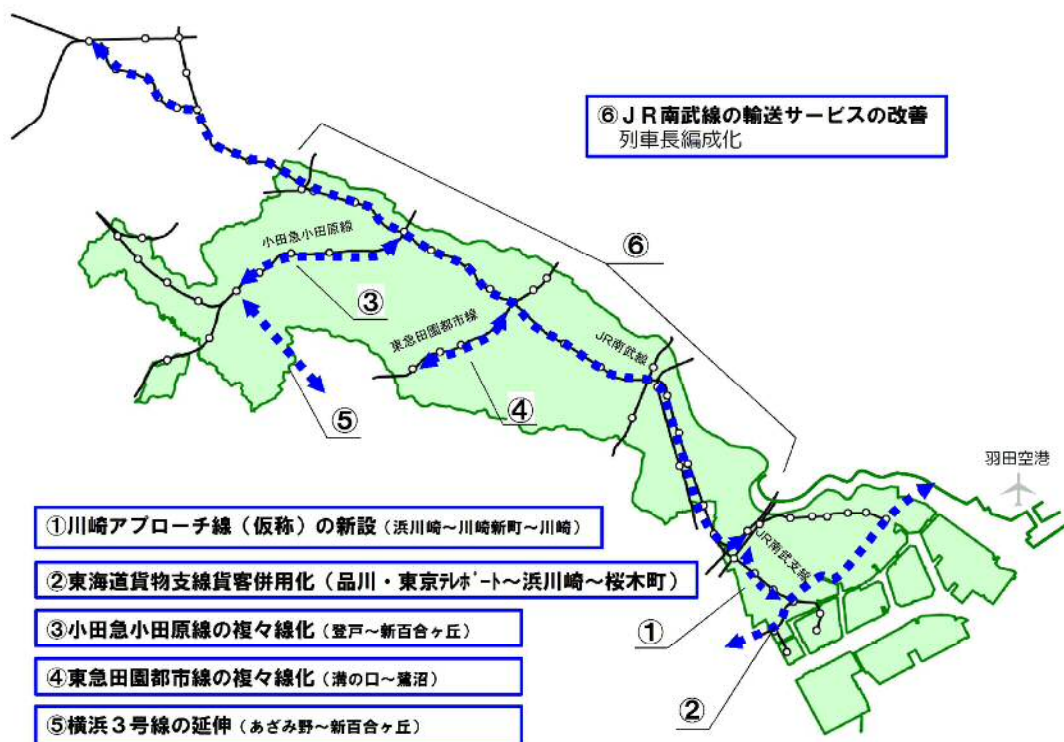
■ 要請の背景

- 首都圏における交通の円滑な処理や都市機能の一層の向上、自動車交通への過度の依存から鉄道等への転換促進のため、質の高い広域公共交通ネットワークや駅施設の機能強化が必要であり、計画的な取組を図る必要があります。
- 国際戦略総合特区及び国家戦略特区の重要なエリアである臨海部では、既存産業に加え、高度な研究開発機能の集積などが着実に進んでおり、我が国の成長戦略の一翼を担う重要な地域であることから、川崎臨海部の目指す将来像として、平成30年3月に「臨海部ビジョン」を策定し、その実現に向けた具体的な取組として鉄道などの基幹的な交通軸の整備等を含む「交通機能の強化」を基本戦略に位置付け、取組を推進しております。
- 武蔵小杉をはじめとした本市内陸部は、将来に渡り夜間人口の増加が見込まれており、ＪＲ南武線を始めとして、現在でも激しく混雑している各鉄道路線・駅の状況が一層悪化する事が想定されていることなどから、本市では、総合都市交通計画の中で、早期にＪＲ南武線の輸送サービスの改善・長編成化等の既存路線における機能強化に取り組むとともに、計画的な施策・事業展開を図ることとしています。
- 別図に示す各路線は、首都圏における広域鉄道ネットワークの機能強化を通じ、広域的な都市間連携や、拠点機能及び拠点間連携の強化に資するものであり、整備のためには関係者間で連携して取組を進める必要があります。横浜市高速鉄道3号線の延伸については、本市と横浜市が協調し、事業計画について合意形成を進め、平成31年1月に事業化判断を行ったところであり、引き続き、相互に連携・協力しながら、早期開業を目指して取組を進めています。

■ 効果等

- 広域鉄道ネットワークの機能強化により、既存路線の混雑緩和が図られるとともに、羽田空港やリニア中央新幹線駅等の高速幹線交通機関へのアクセスが強化され、首都圏における都市間連携の強化等による都市機能の向上が図られることから、首都圏の国際競争力強化に資するものです。

鉄道ネットワーク機能強化の取組



〔 広域鉄道ネットワークの機能強化 〕

川崎市総合都市交通計画

本市の交通政策の目標

- ①首都圏機能の強化及び活力ある本市都市構造の形成に向けた交通環境の整備
- ②誰もが安全、安心、快適に利用できる交通環境の整備
- ③災害に強い交通環境の整備
- ④地域特性に応じたきめ細やかなまちづくりを支える交通環境の整備
- ⑤地球にやさしい交通環境の整備

鉄道交通施策の方向性

- ①・広域的な都市間の連携強化
 - ・本市拠点機能及び拠点間連携の強化
 - ・羽田空港へのアクセス強化
 - ・新幹線、リニア中央新幹線駅へのアクセス強化
 - ・臨海部の交通環境整備
- ②・公共交通へのアクセス向上
 - ・快適性の向上（混雑緩和・定時性確保）
 - ・安全、安心な移動環境の確保
 - ・ユニバーサルデザインのまちづくりの推進
 - ・地域（交通）分断の解消（交流の推進）
- ③・耐震性の向上
- ④・多重性（リダンダンシー）の向上
- ④・車両等の低炭素化、省エネルギー化の推進
- ・公共交通の利用促進

広域鉄道ネットワークの機能強化

この要請文の担当課／まちづくり局交通政策室 TEL 044-200-3549

拠点地区等の整備について

■ 要請事項

- 1 市街地再開発事業、優良建築物等整備事業について、事業の進捗に応じた財政措置を継続するとともに、新たに実施する地区についても財政措置を講ずること。
- 2 指定都市を区別せず、国県市の重要施策や県全体への波及効果を踏まえた補助対象地区の選定を行うこと。

■ 要請の背景

- 市街地再開発事業や優良建築物等整備事業は、地域の課題解決、都市防災力の向上、省エネ・低炭素化、都市機能集積、賑わい創出、税収効果など、様々な効果を得ることができ、民間の事業への投資を促し、効果を発現させる意義があります。
- 県土の持続的な発展に向け、民間活力を生かしながら、契機を逃さず、良好な住環境の整備や業務・商業機能の導入による雇用創出、さらには税源涵養等を実現するためには、県市協調による財政措置が必要です。

■ 要請額

(単位：億円)

事業名及び地区名	令和2年度 計画事業費	県負担額	着手 年度	完了 年度
合計	約 5.67	約 2.39	－	－
市街地再開発事業関連	約 4.9	約 2.0	－	－
小杉町3丁目東地区	約 3.5	約 1.3	H25	R2
鷺沼駅前地区	約 0.8	約 0.4	R2	R11
柿生駅前南地区	約 0.6	約 0.3	R2	R7
優良建築物等整備事業関連	約 0.77	約 0.39	－	－
戸手4丁目北地区	0	0	H26	R8
川崎駅北口地区第2街区10番館ビル	約 0.51	約 0.26	R1	R3
向ヶ丘遊園駅前北地区	約 0.26	約 0.13	R2	R6

■ 効果等

- 道路や公開空地、防災機能の整備など県民生活の利便性及び安全性向上が図られるとともに、環境に配慮した既成市街地の整備・改善を進めることにより、良好な都市環境の形成が図られます。また、税収の増加も見込まれます。

市街地再開発事業

【武蔵小杉駅周辺】、【京急川崎駅西口街区】
【鷺沼駅前地区】
【柿生駅前南地区】

優良建築物等整備事業

【戸手4丁目北地区】
【川崎駅北口地区第2街区10番館ビル】
【向ヶ丘遊園駅前北地区】



今後の費用の見込み

(単位: 億円)

事業名称	R3 計画		R4 計画	
	計画事業費	県負担額	計画事業費	県負担額
合計	約 12.7	約 6.4	約 6.5	約 3.3
市街地再開発事業関連	約 12.0	約 6.0	約 5.6	約 2.8
鷺沼駅前地区	約 5.2	約 2.6	約 2.0	約 1.0
柿生駅前南地区	約 5.8	約 2.9	約 1.6	約 0.8
京急川崎駅西口街区	約 1.0	約 0.5	約 2.0	約 1.0
優良建築物等整備事業関連	約 0.7	約 0.4	約 0.9	約 0.5
戸手4丁目北地区	0	0	0	0
川崎駅北口地区第2街区10番館ビル	約 0.2	約 0.1	0	0
向ヶ丘遊園駅前北地区	約 0.5	約 0.3	約 0.9	約 0.5

この要請文の担当課／まちづくり局市街地整備部地域整備推進課 TEL 044-200-3009
まちづくり局拠点整備推進室 TEL 044-200-2752

令和 2 年度
県の予算編成に対する要請書

令和元年 10 月発行

編集発行 川崎市財政局財政部資金課

川崎市川崎区宮本町 1 番地

電話 044(200)2183

